労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社T・S・O(以下「甲」という。)と甲の従業員代表者であるBBBBBBB以下「乙」という。)は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条　本協定は、派遣先で別表1に掲げる業務に従事する従業員(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2　甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条　対象従業員の賃金については、基本給(時給・日給・月給)、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当とする。

なお、賞与と退職金については、契約期間の長短により待遇に差異がでないようにするため、予め基本給に包含する。

また、派遣先によっては、業務の特殊性を考慮し、別に手当を支給する場合がある。

(賃金の決定方法)

第3条　対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表2の「退職金上乗せ後①」のとおりとする。

(一)　比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和2年10月20日職発1020第3号「令和3年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」(以下「通達」という。)別添1に定める職種から選択し、別添1に掲載されていない職種については、通達別添2から職種選択することとし、具体的には別表1-2のとおりとする。

(二)　通勤手当については、基本給とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

(三)　地域調整については、派遣先事業所の所在地を管轄するハローワーク指数を用いるものとする。

第4条　対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(1) 別表2の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同等以上であること

(2) 別表3の各等級の職務と別表2の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

2　甲は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額

の 1～3%の範囲で昇給させることとする。
また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第５条　対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣従業員就業規則第 28 条及び第 29 条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第６条　対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、通勤距離が片道 2 ㎞未満であるものには支給しない。
なお、通勤距離が片道 2 ㎞以上であっても公共交通機関を利用しない場合は、一般通勤手当を基準に支給する。

第７条　対象従業員に対して、別表 2 の基本給の額の 6%の額を前払い退職金として支給する。

（賃金の決定にあたっての評価）
第８条　基本給の決定は、社員同様、従業員給与規程の基本給運用細則第 7 条に定める方法を準用し評価する。その評価結果に基づき、第 4 条の第 2 項の昇給の範囲を決定する。

（賃金以外の待遇）
第９条　教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員に適用される就業規則第 53 条～第 77 条の規定と不合理な待遇差が生じることとならないものとして、派遣従業員就業規則第 23 条～第 27 条、第 42 条～第 44 条、及び第 62 条の規定を適用する。

（教育訓練）
第 10 条　労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員教育訓練【e ﾗｰﾆﾝｸﾞ】計画表」に従って、着実に実施する。

（その他）
第 11 条　本協定の定めにない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）
第 12 条　本協定の有効期間は、2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日の 1 年間とする。

2021 年 3 月 15 日

甲：　代表取締役社長　　宇 田 川　雅 弘

乙：　従業員代表　　BBBBBBBBBBBBBBBB